

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 規則
 - 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則
- 告示
 - 土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件
 - 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件
 - 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件
 - 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件三件
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件六件
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件
 - 県営土地改良事業計画を定めた件二件
 - 土地改良区連合の定款の変更を認可した件
 - 土地改良法により換地計画を定めた件
 - 保安林の指定をする予定である旨通知があった件三件
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件
 - 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件
- 公告
 - 一般競争入札を行う件
 - 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件
 - 肥料の有効期間を更新した件
 - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件
 - 随意契約の相手方を決定した件四件

三三三三三〇 九八 六五五五五五三二 二 二二 一

規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県規則第一号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三項中「及び福島県税条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十一号）第十三条の二第一項及び第二項に定める県税」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（出納総務課）

告示

福島県告示第二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 指定する区域

河沼郡会津坂下町字逆水四十六番、四十七番、四十八番及び五十番の各一部で次の図に示す区域

二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

なし

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県会津地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

（水・大気環境課）

福島県告示第三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
調剤薬局ツルハドラッグ会津本町店	会津若松市本町一〇一	令和四年一月一日
モアナ歯科医院	西白河郡矢吹町中町二三〇	同年一〇月一日

（社会福祉課）

福島県告示第四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
調剤薬局くすりのキクチ	南相馬市鹿島区西町一一二九	令和四年一月三〇日

（社会福祉課）

福島県告示第五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変 更 前	変 更 後		
訪問看護ステーションすこやか	相馬市中村字泉町二一三	相馬市小野字金谷台四六	合同会社 健和会	相馬市小野字金谷台四六

（社会福祉課）

福島県告示第六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年一月十日から同年五月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストア マツモトキョシ笹谷店 福島県福島市笹谷字東中條一四番六ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）芙蓉総合リース株式会社
代表取締役 辻田 泰徳
（変更後）芙蓉総合リース株式会社
代表取締役 織田 寛明
- 三 変更した年月日
令和四年四月一日
- 四 届出年月日
令和四年十二月十四日
- 五 届出をした者

芙蓉総合リース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年一月十日から同年五月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備えて縦覧に供する。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン飯寺 福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西七〇七ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

別紙書面のとおり

四 届出年月日

令和四年十二月十四日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年一月十日から同年五月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備えて縦覧に供する。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

いわき市泉町滝尻複合施設 福島県いわき市泉町滝尻字御前田五三

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ツルハ

代表取締役 鶴羽 順

(変更後) 株式会社ツルハ

代表取締役 八幡 政浩

三 変更した年月日

令和二年八月十一日

四 届出年月日

令和四年十二月十四日

五 届出をした者

三菱HCキャピタル株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年一月十日から同年二月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備えて縦覧に供する。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)会津若松市門田町PJ新築工事 福島県会津若松市門田町大字黒岩大坪二

一番地ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項

の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年一月十日から同年二月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)会津若松市門田町P J新築工事 福島県会津若松市門田町大字黒岩大坪二

一番地ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年一月十日から同年二月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

エコタウン会津若松 福島県会津若松市町北町大字始字深町一四番地ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年一月十日から同年二月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

エコタウン会津若松 福島県会津若松市町北町大字始字深町一四番地ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年一月十日から同年二月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイユーエイト会津若松店 福島県会津若松市駅前町二二九番一四ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年一月十三日から同年二月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイユーエイト会津若松店 福島県会津若松市駅前町二二九番一四ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

三 意見なし。
法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、西田町土地改良区から令和四年十二月十四日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十七日認可した。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、加倉地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年一月十一日から

同 月三十日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

浪江町役場

(農村計画課)

福島県告示第十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、三穂田中部地区に係る県営農業競争力強化農地整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年一月十一日から

同 月三十日まで (二十日間)

三 縦覧の場所
郡山市役所

(農村計画課)

福島県告示第十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十四条で準用する同法第三十条第二項の規定により、会津南部土地改良区連合から令和四年十二月二十三日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十七日認可した。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、深野北地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年一月十一日から

同 月三十日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

南相馬市役所

(農村基盤整備課)

福島県告示第二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

二本松市太田字陣場七五、九五、九五の二、一二六

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所
福島市飯坂町茂庭字横手向一一の一、一二の一

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所
伊達市梁川町舟生字栗生山一一から一七まで、二四から三七まで、字笹原三〇

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町栗生沢字下平九八一の一

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町水無字大穴沢六四七の二

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町糸沢字西沢山三七一四の一、三七一四の三、三七一四の四
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町中荒井字境ノ沢二四二三の一
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町川島字小金地二〇二三の一
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町糸沢字戸石沢山四一四二から四一四六まで、四一四八の一から四一四八の三まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町滝原字中山一七二五の三(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町金井沢字向山二〇六の一
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町永田字猪口二七八〇の一(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 11 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町宮里字ヘツリ山二五〇五の一（次の図に示す部分に限る。）
二五〇五の五
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 11 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町塩ノ原字一ノヘツリ一八三〇（次の図に示す部分に限る。）
一八三一から一八三三まで、字二ノヘツリ一八三四から一八四四まで、一八四五の一
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 12 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町宮里字平足窪二六三八、二六三九、字八郎沢二六四八の一、

- 二六四八の二、二六四九の一、二六四九の二
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を石川町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
南山形区 湯澤満 小湊昌弘 大竹保典 塩田長男 三森貫一 瀬谷和男 三森義光 瀬谷善行
 - 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和四年福島県告示第七百二十二号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。
- （森林保全課）

福島県告示第二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

三十条の規定により、保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

生江清八 庄司弥四郎 大野喜六 庄司与右衛門 若菜信昭 若菜忠男 上野カツヨ 野辺幸吉 岩下市三郎 野辺新太郎 的場利三郎 的場作平 菊地太三郎 野辺紋四郎 野邊熊多郎 岩下平八 的場作男 野辺熊次郎 野辺寅太郎 野辺弥次郎 荒井鶴雄 小林作衛 加藤清太郎 小林晃彦 加藤茂左衛門 遠藤力衛 小林一裕 荒井政幸 佐藤芳信 遠藤貞之 加藤清一 小林廣次 荒井マサコ 佐藤東吉 佐藤徳多郎 武笠誠

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定実施要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定実施要件については、保安林の指定実施要件を変更する予定である旨通知があった件（令和四年福島県告示第七百三十四号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第二十六号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和四年十二月二十八日次のとおり指定した。

令和五年一月十日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

売りさばき所の名称及び所在地

有限会社富士 福島市大笹生字朱 令和四年一月二日から
屋商店 田六番地の五 令和四年九月三〇日まで

島郷野目店
福島市郷野目字上六番一

佐々木 功 福島市吉倉字名倉 同

三七番地の三

ファミリーマート保原泉町店
伊達市保原町字泉町九二番地の一

公 告

（出納総務課）

公告第1号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県環境創造センター電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年1月10日

福島県環境創造センター所長 上 樫 治 男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県環境創造センター電気供給業務 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。

(3) 供給期間 令和5年3月1日から令和6年2月29日まで

(4) 供給場所 福島県環境創造センター（福島県田村郡三春町字深作10番2号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類等を添付して、令和5年1月27日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号963-7700 福島県田村郡三春町字深作10番2号

福島県環境創造センター総務企画部総務課

電話0247-61-6111

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年1月27日（金）午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和5年1月10日（火）から同年2月8日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年1月16日（月）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和5年2月9日（木）午前11時

(2) 場所 福島県環境創造センター本館大会議室（福島県田村郡三春町字深作10番2号）

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年2月8日（水）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含

- む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県環境創造センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければ
ならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単
価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)。
及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一
月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使
用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に
記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1
円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落
札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である
かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載
すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県環境創造センター所長は、
福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8
年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受
けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄
することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply
for use at Fukushima Prefectural Centre for Environmental Creation 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 9 February 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 8 February 2023
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, General
Administration and Planning Department, Fukushima Prefectural Centre for
Environmental Creation, 10-2 Fukasaku, Miharu Town, Tamara County,
Fukushima 963-7700 Japan TEL 0247-61-6111
- (環境共生課)

公告第二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。
令和五年一月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
福島南モール 福島県福島市黒岩字浜井場五番地の一ほか
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
三千八百一・〇一平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
令和四年十一月三十日
- 五 届出年月日
令和四年十二月二十日
- 六 届出をした者
株式会社ジャスト

（商業まちづくり課）

公告第三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
令和五年一月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
8 5 1	混合有 機質肥 料	清和混 含有機 質肥料 1 4 1	1.0	4.0	1.0	含有を 許され る有害 成分の 最大量 は、公 定規格	清和肥 料工業 株式会 社	大阪 府大 阪市 中央 区備 後町 四丁	令和11 年1月 29日

								のとお り。	目3 番4 号
--	--	--	--	--	--	--	--	-----------	---------------

（農業総合センター）

公告第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画下水道（公共下水道）の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
令和五年一月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画下水道（都市下水道）の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
令和五年一月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第6号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和5年1月10日

福島県県中流域下水道建設事務所長 福地 敏 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター） 7,300 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年11月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番地1
- 5 随意契約に係る契約金額
11,000円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第7号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和5年1月10日

福島県県中流域下水道建設事務所長 福地 敏 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 7,300 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年11月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
住友大阪セメント株式会社 東京都千代田区六番町6番地28
- 5 随意契約に係る契約金額
14,300円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第8号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和5年1月10日

福島県県中流域下水道建設事務所長 福地 敏 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター） 2,760 t

- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年11月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
開発運輸株式会社 岩手県大船渡市日頃市町字中板用45番地8
- 5 随意契約に係る契約金額
12,100円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第9号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(県中浄化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第225条第1項の規定により公告する。

令和5年1月10日

福島県県中流域下水道建設事務所長 福地 敏 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務(県中浄化センター) 3,650t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年11月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社 東京都文京区小石川一丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
15,400円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)